# 6. 全技連マイスター会功労章授与要綱

# (目的)

第1 この要綱は、全技連マイスター会の活動に対し、長年にわたり多大の貢献をなした全技連マイスター会の会員及び員外理事(以下「会員」という)に対し、その貢献を顕彰するため、必要な事項を定める。

## (功労章の授与及び適用除外者)

第2 全技連マイスター会は、次条以下の定めに従い、会員に対し、全技連マイスター会功労章(以下「功労章」という)を授与する。

## (功労章の種類)

第3 功労章は、「銅色功労章」及び「銀色功労章」並びに「金色功労章」の三種類とする。

# (功労章の対象)

第4 種類毎の功労章の対象は、全技連マイスター会定款(以下「定款」という)第22条第1項に定める通常総会終結の時点で、下表のとおりの活動経歴を有している会員とする。ただし、1年を超えて全技連マイスター会会費を納めていない会員を除く。

めているでは、								
項 目	活動経歴	備考						
銅色功労章	①全技連マイスター会都道府県支部	•「銅色功労章」活動経歴						
	(以下「支部」という)で役付き理事	中、「役付き理事以上の						
	以上又は監事として2期4年以上	職」とは、						
		「支部」にあっては、会						
	②単一職種団体(以下「団体」という)	長、副会長、総務・会計						
	で役付き理事以上又は監事として2	担当理事又は相当職を言						
	期 4 年以上	う。また、「団体」にあっ						
		ては、会長、理事長、副						
銀色功労章	①全技連マイスター会副会長又は専	会長、副理事長、専務理						
	務理事として 1 期 2 年以上	事、本部理事、常務理事、						
		常任理事、会計担当理事、						
	②全技連マイスター会理事又は監事	理事兼事務局長を言う。						
	として2期4年以上	・定款第 16 条第 2 項に						
		より選任された全技連マ						
		イスター会会長、副会長、						

## 金色功労章

- ①全技連マイスター会会長として 1 専務理事、理事又は監事 期 2 年以上 (以下「役員」という)
- ②全技連マイスター会副会長又は専 は前任者の在任期間を通 務理事として2期4年以上 算しない。
- ③全技連マイスター会理事又は監事として4期8年以上
- 専務理事、理事又は監事 (以下「役員」という) は前任者の在任期間を通 算しない。
- ・定款第16条第3項による役員は、後任者が就任するまでの期間を役員の在任期間に通算する。
- 2 功労章は、会員歴が第1項表中「活動経歴」の年数に満たない者には授与しない。
- 3 すでに銀色功労章または金色功労賞を授与された者には、銅色功労章は授与しない。
- 4 第1条、第2条及び本条第1項の規定にかかわらず、会員以外であって、 支部会長の指揮のもとに、支部の事務に8年以上従事した者に対して、銅色 功労章を授与することが出来る。
- 5 銅色功労章は、全技連マイスター会理事または単一技能士会会長の連絡を受けて、授与する。

#### (連絡の方法)

第5 前条第5項に定める連絡は、別記様式により行う。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

	銅色功労:	章授与候补	甫者連絡書			
				年	月	В
全技連マイスター会	会長 殿					
		連絡者	職			
		担当者	<u>氏名</u> 職			
		担ヨ自	<u> </u>			
		連絡先 <u>電</u>				
下記の者は、全技選 候補者に該当すると	_				る銅色功!	労章の
1.候補者氏名						
2.所属支部•団体名						
3.会員歴	・全技連マ	イスターst	会入会年月日	: 年	月	В
	• 連絡日現	在 会員	歴:満	年	間	
4.該当条項	• 第4	条第1項	表中「活動	)経歴」(1	)	
			表中「活動	)経歴」②	)	
		条第4項				
5.活動歴	• 役職名:					
	• 在職歴:		期		年	

- 注・「4該当条項」は該当する項目欄の頭部に丸印を付すこと
  - 「5活動歴」の役職名及び在職歴は、役付き理事以上又は監事以上の職を通算できる